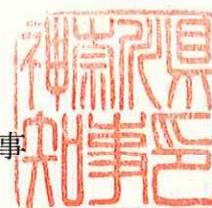


水第 1105 号  
令和 3 年 4 月 20 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 殿

神奈川県知事



内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (諮問)

このことについて、別添写しのとおり、早川河川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



## 変更の内容

### 1 漁具、漁法の制限

キャッチアンドリリース区間の設定。

変更後	変更前									
<p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で無ければならない。</p> <p>4. 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、に じます、う ぐい、おい かわ、こい</td> <td>早川橋橋脚 downstream 上流 流小田原市風祭 119 番地 地先治水堰堤天端下流端 までの区域</td> <td>3月1日より5 月31日までの 期間。</td> </tr> <tr> <td>にじます、 うぐい、お いかわ、こ い</td> <td>小田原市風祭 119 番地地 先治水堰堤天端下流端か ら上流箱根町湯本地先前 田橋下流端までの区域</td> <td>10月15日より 12月31日まで の期間。</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、に じます、う ぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 上流 流小田原市風祭 119 番地 地先治水堰堤天端下流端 までの区域	3月1日より5 月31日までの 期間。	にじます、 うぐい、お いかわ、こ い	小田原市風祭 119 番地地 先治水堰堤天端下流端か ら上流箱根町湯本地先前 田橋下流端までの区域	10月15日より 12月31日まで の期間。	<p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で無ければならない。</p> <p>(該当項目なし)</p>
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間								
やまめ、に じます、う ぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 上流 流小田原市風祭 119 番地 地先治水堰堤天端下流端 までの区域	3月1日より5 月31日までの 期間。								
にじます、 うぐい、お いかわ、こ い	小田原市風祭 119 番地地 先治水堰堤天端下流端か ら上流箱根町湯本地先前 田橋下流端までの区域	10月15日より 12月31日まで の期間。								

### 2 禁止区域

禁止区域の見直し

変更後	変更前																								
<p>(禁止区域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(ア)区 域</th> <th>(イ)期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川</td> <td>箱根町湯本地先前田橋下流 端から上流出山えん提天端下 流端までの区域</td> <td>10月15日から12月31 日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川</td> <td>早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10月15日から11月30 日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川</td> <td>早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域</td> <td>5月1日から5月31日 まで及び10月15日か ら12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア)区 域		(イ)期 間	早 川	箱根町湯本地先前田橋下流 端から上流出山えん提天端下 流端までの区域	10月15日から12月31 日まで	早 川	早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30 日まで	須雲川	早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域	5月1日から5月31日 まで及び10月15日か ら12月31日まで	<p>(禁止区域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(ア)区 域</th> <th>(イ)期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川</td> <td>大窪橋橋台上流端から上流出 山えん提天端下流端までの区域</td> <td>10月15日から12 月31日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川</td> <td>早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10月15日から11 月30日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川</td> <td>早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域</td> <td>5月1日から5月 31日まで及び10月 15日から12月31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア)区 域		(イ)期 間	早 川	大窪橋橋台上流端から上流出 山えん提天端下流端までの区域	10月15日から12 月31日まで	早 川	早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11 月30日まで	須雲川	早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域	5月1日から5月 31日まで及び10月 15日から12月31 日まで
(ア)区 域		(イ)期 間																							
早 川	箱根町湯本地先前田橋下流 端から上流出山えん提天端下 流端までの区域	10月15日から12月31 日まで																							
早 川	早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30 日まで																							
須雲川	早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域	5月1日から5月31日 まで及び10月15日か ら12月31日まで																							
(ア)区 域		(イ)期 間																							
早 川	大窪橋橋台上流端から上流出 山えん提天端下流端までの区域	10月15日から12 月31日まで																							
早 川	早川橋橋脚 downstream 上流 大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11 月30日まで																							
須雲川	早川合流点から上流箱根町 湯本茶屋 179 番地先片倉橋橋 脚 downstream までの区域	5月1日から5月 31日まで及び10月 15日から12月31 日まで																							

### 3 遊漁料の変更

遊漁料(現場売りのみ)を増額する。

変更後				変更前			
(遊漁料の額および納付方法)				(遊漁料の額および納付方法)			
第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(店売り) また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。				第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(店売り) また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、にじ ます、あゆ、 うぐい、おい かわ、こい	さお釣り	1日 店売り	1,300円	やまめ、にじ ます、あゆ、 うぐい、おい かわ、こい	さお釣り	1日 店売り	1,300円
		1日 現場売り	<u>2,000円</u>			1日 現場売り	<u>1,600円</u>